

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで
③ 昭和49年10月から50年6月まで

申立期間の国民年金保険料については、督促状が送られてきたので、後日、区役所出張所か郵便局で一括納付した記憶があるほか、当時2回にわたって未納期間の請求があったので納付した。仮に保険料が未納であれば、後日に請求や督促があると思うが、督促状などもその後に来なかったので未納は無いと思っている。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

なお、当初未納となっていた保険料が、保管していた数枚の領収証書により納付済みへと訂正されたことが申立て以前に2回もあった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①に関しては、この直前に当たる昭和43年10月から44年3月までの6か月を含む2つの期間計12か月の国民年金保険料について、50年12月20日に特例納付していることが、申立人保管の領収証書により確認でき、平成12年8月及び19年6月に至って、未納から納付済みへと追加訂正が2回も行われていることも確認できるなど、社会保険庁における申立人に係る国民年金保険料の納付記録の管理が不適切であったことが認められる。

さらに、申立人は、申立期間①直後の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、特例納付は法令により、先に経過した期間から納付することとされているところ、申立人が当該期間直前の国民年金加入

期間のすべての国民年金保険料 36 か月を特例納付（昭和 50 年 12 月 20 日付）していることが確認できるなどから、特例納付時点には、申立期間①の保険料については既に納付済みとなっていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②及び③については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の元妻の国民年金保険料の納付記録を見ると、申立人と同様、申立期間②及び③共に保険料未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人保管の領収証書等により、申立人及びその元妻が昭和 52 年 9 月 1 日に至って、この時点でさかのぼることが可能であった申立期間③直後の国民年金保険料（昭和 50 年 7 月から 52 年 3 月までの期間）を過年度納付していることが確認できるなどから、申立期間③については、申立人が時効によって納付できなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立期間⑤について、事業主は、申立人が昭和44年6月7日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和44年5月の標準報酬月額については、4万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月4日から同年10月17日まで
② 昭和40年2月19日から同年3月2日まで
③ 昭和42年3月17日から同年5月23日まで
④ 昭和44年2月24日から同年3月1日まで
⑤ 昭和44年5月31日から同年6月19日まで

私は、これまで多くの船舶に乗り組んできたが、船員手帳記載の雇入年月日や雇止年月日と、社会保険庁における私の船員保険の加入期間が異なっている。

具体的には、申立期間①はA船舶に、申立期間②はB船舶に、申立期間③はC船舶に、申立期間④はD船舶に、及び申立期間⑤はE船舶等のタンカーに乗船したが、船員保険の加入記録が全く無かったり、資格の取得日や喪失日が相違している。

私が船員であったことは間違いないので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

F社所有の船舶に関する申立期間⑤については、社会保険庁の電算記録では、申立人の船員保険加入期間が昭和44年4月14日から同年5月31日までの1か月間となっている。しかしながら、同社保管の船員保険被保険者資格喪失届(兼確認通知書)では、申立人の資格喪失日が同年6月7日として届け出られ

ているとともに、社会保険事務所保管の被保険者名簿でも、その資格喪失日は同日と記載されていることが確認でき、社会保険庁における申立人の被保険者資格に係る記録管理の誤りが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間⑤については、事業主は、申立人の船員保険被保険者資格に関し、昭和44年6月7日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和44年5月の標準報酬月額については、前出の被保険者名簿及び資格喪失届の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうちの①、②、③及び④については、申立人保管の船員手帳により、申立人が各申立期間当時、申立て船舶の船員であったことは確認できるが、申立人が各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁の電算記録及び社会保険事務所保管の被保険者名簿では、申立人の船員保険の加入期間が、A船舶に関する申立期間①については昭和39年3月2日から同年9月4日までの間に、B船舶に関する申立期間②については40年3月2日から同年9月22日までの間に、及びD船舶に関する申立期間④については44年3月1日から同年4月14日（後者の名簿では4月26日付）までの間に確認できるのみである。そして、いずれの被保険者名簿にも、船員保険の加入期間を除き、申立人の氏名は無く、各申立期間中に被保険者証記号番号等の欠落も無い。

さらに、C船舶に関する申立期間③については、社会保険事務所保管の被保険者名簿には、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号の欠落も無い。そして、申立人は、当該船舶には40人くらいの船員がいたとした上で、このうちの申立人が挙げた同時期に乗り組んだ同郷の者3人の船員保険加入期間を見ると、3人全員が昭和42年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、一方で申立人保管の船員手帳に掲載の船長が、当該船舶に係る加入記録が確認できないことから見て、当該船舶の所有者は当該期間において、乗組員の一部を船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間のうちの①、②、③及び④については、事業主の所在が確認できないことなどから、各申立期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明であり、申立人の主張内容を裏付けることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から37年1月1日まで

私は昭和35年ごろからの見習い期間を経て、A社C支店へ入社して以来、平成5年6月に退職するまで32年間、同社に継続して勤務した。しかし、社会保険事務所へ照会したところ、途中の申立期間1か月について、私の厚生年金保険の加入記録が無いとのことであった。

この当時は、私が昭和36年9月から同年11月までの3か月間、A社D部に在籍の上で受けた幹部研修を終え、同年12月1日から同社B支店に配属されている期間である。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の電算記録等では、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格が、申立期間直後の昭和37年1月1日から確認できるところ、申立人保管の同社発行の辞令により、申立人が同支店に、36年12月1日から在籍し、月給のほか諸手当が支給されたことが認められる。

また、申立人は、A社B支店に配属された昭和36年12月1日直前まで、同社D部で行われた幹部研修を受講したとしているところ、申立人が挙げた同社の元同僚2人から、申立人と同様、自身も3か月間の幹部研修を受け、終了と

同時に同社支店に配属となった、幹部研修を受けた社員の資格が途切れることなどあり得ないと思うとの証言が得られるとともに、元同僚2人について同社における厚生年金保険の加入記録を見ると、その証言どおり、同社D部での約3か月の加入記録から途切れることなく、同社B支店又はE支店での加入記録を有していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直後の昭和37年1月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社を合併等により引き継ぐF社では、給与明細書等申立期間当時の関係資料は無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月、同年7月、同年8月及び同年10月から同年12月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における被保険者資格に係る記録を37年4月29日に資格取得、同年5月1日に資格喪失、同年7月1日に資格取得、同年9月1日に資格喪失、及び同年10月1日に資格取得、38年1月25日に資格喪失と訂正し、当該期間の標準報酬月額を、37年4月は1万4,000円、同年7月は2万円、同年8月は1万8,000円、同年10月は2万円、同年11月は1万8,000円、同年12月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月29日から38年1月25日まで

私はB市のA事業所に入社し、申立期間中、車3台を4人で運転する運転手の一人として勤務したにもかかわらず、社会保険庁では全く記録が無いとしている。

当時の給料明細も残っており、保険料も控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所（現在はC事業所）の元同僚の証言内容などから、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していた事実が認められる。

また、申立人保管の給料明細8枚（昭和37年5月分から同年9月分まで、及び同年11月分から38年1月分までの計8か月。いずれも発行日は同月25日付け）に不自然な点はなく、A事業所が発行したものと認められるところ、

これら給料明細 8 枚のうち、6 枚（昭和 37 年 5 月分、同年 8 月分及び同年 9 月分、同年 11 月分から 38 年 1 月分まで）には、その厚生年金欄に厚生年金保険料控除の記載が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月、同年 7 月、同年 8 月及び同年 10 月から同年 12 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間のうちの当該期間に係る標準報酬月額については、前出給料明細の控除額から、昭和 37 年 4 月は 1 万 4,000 円、同年 7 月は 2 万円、同年 8 月は 1 万 8,000 円、同年 10 月は 2 万円、同年 11 月は 1 万 8,000 円、同年 12 月は 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C 事業所では、当時の関係資料は無く詳細は不明としている。しかしながら、社会保険事務所保管の当該事業所に係る健保記号番号順索引簿には、申立期間を含めてもなお、申立人の氏名は無い上、健保記号番号に欠落も見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難いとともに、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る届出はもとより、定時決定に係る届出が行われている場合に、いずれの機会にも社会保険事務所がこれら届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係るこれら 6 か月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうちの昭和 37 年 5 月、同年 6 月及び同年 9 月については、申立人保管の給料明細は昭和 37 年 10 月分が無いことに加え、同年 6 月分及び同年 7 月分の給料明細には、厚生年金保険料が控除されている旨の記載も無く、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、上述のとおり、社会保険事務所保管の当該事業所に係る健保記号番号順索引簿には、申立期間を含めてもなお、申立人の氏名は無い上、健保記号番号に欠落も見当たらないなど、申立て内容を裏付けることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から53年3月まで

社会保険事務所へ照会したところ、申立期間については未納とされている上、昭和53年4月に国民年金に任意加入したとされていた。

しかし、これ以前の昭和46年8月ごろに、私の夫がA市役所で任意加入手続を行い、1期ごとに同市役所で国民年金保険料を納付していた。また、私たちはB市へ転出後、再度A市へ転入した時期があったが、申立期間の国民年金保険料については、B市へ行き納付したことはなく、A市役所へ前もってか又は後になって納付したと思う。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月21日から同年4月24日までの間に、A市で払い出されていることが確認できるのみであり、社会保険庁の記録上、申立期間は未加入期間であり、申立人は当時、任意加入対象者であるため、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかつたものと考えられ、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から57年11月までの期間及び58年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から57年11月まで
② 昭和58年5月から61年3月まで

私は、昭和48年4月1日に初めて年金手帳を発行された時、村役場職員から国民年金保険料の未納期間があることを指摘され、未納2年分1万1,700円と前納1年分7,650円の計1万9,350円を納付したことを明確に記憶している。

私は、これ以降の昭和49年4月から60年3月までの保険料について、5回にわたって農協で納付してきた。

私は、納付していないことは皆無と思っているのに、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、社会保険庁では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出処理日を昭和63年4月25日としているのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人は、年金手帳を初めて発行された昭和48年4月1日に、未納保険料2年分を村役場で納付したことを明確に記憶していると主張しているが、当該保険料の一部は、市町村ではなく、社会保険事務所が収納機関となる過年度保険料となることから、その主張内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、戸籍の附票により、両申立期間中に申立人の住所地のあった

7 市区町村へ照会したが、すべての市区町村について申立人が、当該期間中に係る国民年金保険料を納付していた形跡はうかがえず、異動の都度に国民年金に係る所要の手続を行っていたことをうかがわせる事情も確認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から50年11月まで
私の夫が昭和48年8月ごろ、A町（現在はB市）へ転入手続を行った時、役場職員から勧められたため、私の夫が私の国民年金の加入手続を行った。
私の国民年金保険料は納税組合の班長へ、定額保険料に加え付加金も納付していた。
申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月2日付けで払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の電算記録及びB市保管の旧A町に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間直後の昭和50年12月1日付けで申立人が任意加入により国民年金被保険者資格を取得している旨記録されているのみで、申立人が申立期間中に被保険者資格を取得していることをうかがわせる事情は見当たらないとともに、その時点では、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立人保管の年金手帳にも、申立人が昭和50年12月1日に国民年金へ任意加入した旨記載されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から同年 9 月まで

私は、結婚を控え小学校を退職した直後の昭和 62 年 5 月に、父親と一緒に市役所へ出向き国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、私に代わって父親が納付しており、私たちが入籍後、私の夫が勤務先で手続を済ませた際、父親が「払わなくてよくなった。」と喜んでいたので、保険料を月々納付していたのではないかと思っている。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続や保険料納付を行ったとする申立人の父親も既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 62 年 5 月に A 市で、国民年金の加入手続を行ったと主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、63 年 6 月 8 日に B 市で払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所では、保管している A 市の国民年金被保険者名簿について申立人に係るものは無いとしている上、B 市保管の国民年金被保険者名簿等には、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しと同時期の昭和 63 年 6 月 14 日に、婚姻日の 62 年 10 月 2 日までさかのぼって、申立人が第 3 号被保険者として国民年金被保険者資格を新規に取得している旨の記載が確認できるのみであり、申立人が申立期間中、国民年金

に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月から43年3月まで

私は20歳となる昭和41年10月から国民年金に加入していた。

申立期間当時、私は家族と同居しており、私の国民年金保険料は母親らの保険料と共に婦人会の担当者へ納めていたと記憶している。

私の母親には保険料の未納は無いので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年5月1日付けで、A県B町（現在はC市）においてその妹と連番で払い出されていることが確認できるのみであり、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を婦人会の集金人へ納付していたと主張しているが、C市保管の昭和43年度国民年金保険料とりまとめ表には、申立人の父母については、その氏名と共に保険料の納付記録が確認できる一方で、申立人及びその妹については氏名も確認できないことから見て、申立人については、申立期間を始め納付記録のある43年度中にも、婦人会や市町村が保険料の集金対象者としていなかったと考えられる。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付などを行っていたとする申立人の母親やその妹へ照会しても、申立期間後である、申立人の母親が婦人会役員だったころ（昭和44年ころ）に姉妹の国民年金の加入手続を行ったなどとする回

答のほかに、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを裏付ける証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から 63 年 6 月まで

私は高校卒業後、A市のB社に就職した。同社から、私が 20 歳になったので国民年金に加入するように言われた。

国民年金の加入手続は会社の事務員により行われ、年金手帳は預けたままで、保険料は給料天引きという形で会社が納付していた。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びB社が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする同社は既に解散（平成 19 年 5 月 1 日登記）している上、当時の事業主の所在も分からないなど、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 63 年 2 月以降に払い出されたことが推認でき、それ以前に、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、雇用保険の記録により、申立人が、申立期間が含まれる昭和 60 年 3 月 15 日から平成 2 年 7 月 30 日までの間、B社に雇用されていることが確認できる。そして、申立人を含む同僚 13 人は、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されており、社会保険庁ではその被保険者資格の取得処理日について、うち 12 人が申立人と同一日の昭和 63 年 8 月 10 日、残りの 1 人が同年 9 月 6 日としていることから見て、申立人の国民年金の加入に関して同社がそのころに元同僚たちと一緒に加入し、国民年金保険料の納付を始めたものとするのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月31日から51年3月1日まで

A社における私の厚生年金保険被保険者資格は、昭和50年8月31日喪失、51年3月1日再取得とされている。しかし、同社は、51年2月までB市で営業し、同年3月からはC町へ移転しているものの、申立期間中、休業した期間は無く、事業は継続していた。

申立当時は、私がA社の代表者であり、当時の決算書や元帳などは残っているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務局保管のA社の事業所別被保険者名簿等により、申立人が申立期間当時、代表取締役であったことが確認できるとともに、申立人が提出した同社に係る市民税等の確定申告書等により、申立期間中に当該事業所が事業活動を行っていたことが推認されるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無い。

また、社会保険事務局保管のC町への移転前のA社の事業所別被保険者名簿では、当該事業所が昭和50年8月31日付けで全喪失、その理由として「全員退職」との記載が確認できるが、同日以降、管轄社会保険事務所を変え、別の整理番号が付されたA社が新規適用とされている51年3月1日までの間、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

さらに、①社会保険事務局保管のA社に係る被保険者名簿では、昭和50年8月31日付けの全喪失後同年10月の標準報酬月額が改定されている旨の記載のあ

る被保険者が2人見られること、②申立人提出の厚生年金保険料領収証書では、当該事業所が51年3月及び4月に至って、それぞれ50年4月分（一部）、同年4月から6月（一部）までの保険料を2回に分けて納付していることが確認でき、申立期間前の厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえること、申立人が新規適用前の51年2月ごろに、管轄社会保険事務所の担当者から督促を受けていたことを記憶していることなどを踏まえると、当該事業所は、この時期に50年8月31日までさかのぼって全喪している可能性がある。

加えて、A社の代表取締役であった申立人は、自らの厚生年金保険被保険者の資格喪失等に関する記録訂正を申し立てているが、社会保険の手續に不得手のため担当税理士に当該業務を任せ自らは関与していないとしているものの、社会保険事務所が事業主の同意を得ることなく、勝手に全喪処理を行ったと認められない本件について、事業主（事業所）の行為があったものと考えざるを得ず、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該資格喪失日に係る記録が有効なものではないと主張することは信義則に反すると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の、申立期間について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月10日から37年8月1日まで
年金相談に行った平成7年5月、申立期間中に勤務していたA社及びB社に係る脱退手当金を受給していることを初めて知り、何度も相談したものの覆らなかった。

私は平成14年12月に、年金受給権が無いとのことだったので、申立期間以降の脱退手当金は受給したが、申立期間について脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管のB社における被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年から 40 年まで
② 昭和 42 年ごろから 44 年ごろまで

社会保険事務所へ照会した結果、申立期間についてそれぞれ、A事業所及びB社の厚生年金保険の加入記録が見当たらないとの回答を得ている。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

まず、申立期間①については、社会保険庁の電算記録では、A事業所という厚生年金保険適用事業所は確認できず、A'事業所が昭和38年12月1日から適用事業所となっていることが確認できるものの、社会保険事務所保管の当該事業所における被保険者名簿には、当該期間中、申立人が被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険証整理番号の欠落も無い。

また、A'事業所は平成2年6月1日に全喪している上、全喪当時の元事業主へ照会してもなお、関係資料が無く当時の詳細は不明としており、申立期間①当時の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が明らかとはならない。

次に、申立期間②については、社会保険庁の電算記録では、B社が、当該期間の一部に当たる昭和37年5月1日から43年8月1日までの間、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、社会保険事務所保管の当該事業所における被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、当該期間及びその前後に健康保険証整理番号の欠落も無い。

また、B社は昭和43年8月1日に全喪している上、申立期間②当時の元代表取締役へ照会してもなお、関係資料が無いなどとしており、当該期間の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が明らかとはならない。

さらに、申立人のB社に係る雇用保険の加入記録が、申立期間②の期間を含めてもなお確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 21 日から同年 10 月 17 日まで
② 昭和 44 年 5 月 31 日から 49 年 2 月まで

私は、昭和 43 年 3 月から 49 年 2 月までの間、A 市にあった B 社、C 社、B 社及び D 社の順で途切れることなく勤務していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとされている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、私は平成 5 年から何度も社会保険事務所へ相談しており、当初は雇用保険の加入があれば社会保険の加入も認められるとの回答であった。その後、自身で調べた結果、雇用保険の加入記録が判明したにもかかわらず、以前の回答を覆されたことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

まず、申立期間①については、社会保険庁の電算記録により、申立人の厚生年金保険被保険者資格が、当該期間直前までの、昭和 42 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間（B 社）及び同年 6 月 1 日から 43 年 3 月 21 日までの期間（C 社）に確認できる。しかしながら、後者の被保険者資格の喪失日は、C 社が厚生年金保険の適用事業所とならなくなった全喪日と一致しているとともに、社会保険事務所保管の当該事業所における被保険者原票には、申立人の健康保険証が 43 年 3 月 22 日付けで社会保険事務所へ返納された旨の記録が確認できる。

また、申立期間①に関し、申立人の雇用保険被保険者資格が、B社（昭和42年2月1日から同年5月31日まで）、C社（同年6月1日から43年5月31日まで）、D事業所（43年6月1日から同年9月28日まで）及びB社（同年10月17日から44年8月18日まで）の順で確認できるものの、社会保険庁の電算記録では、D事業所を始めD社という名称の厚生年金保険の適用事業所が、E県内はもとより他都道府県においても確認できない。

さらに、C社は、昭和43年3月21日に全喪している上、同社の登記簿等によってもなお、役員が死亡しているか又はその所在が確認できないこと等から、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除状況等を確認できない。

次に、申立期間②については、申立人のB社における雇用保険被保険者資格が昭和43年10月17日から44年8月18日までの間確認できるが、社会保険事務所保管の当該事業所における被保険者原票では、厚生年金保険被保険者資格が43年10月17日から44年5月31日までの間確認できるのみで、申立期間②の期間中、被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険番号の欠落も無いとともに、申立人の健康保険証が44年6月24日付けで社会保険事務所へ返納された旨の記録が確認できる。

また、申立期間②に関し、管轄公共職業安定所では、申立人の雇用保険被保険者資格が、事業所名は不詳ながら昭和44年8月19日から同年12月29日までの期間、及びD社において45年4月1日から48年12月29日までの期間に確認できるとしているものの、社会保険庁の電算記録等では、名称不詳の事業所はもとよりD社という名称の厚生年金保険の適用事業所が確認できない。

さらに、B社は、昭和44年7月30日に全喪している上、同社の登記簿等によってもなお、役員が死亡しているか又はその所在が確認できないこと等から、一方、D社の元事業主は、当該事業所は厚生年金保険に加入していたと思うと証言しているが、給与簿等当時の関係資料も無いことなどから、申立期間②に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等を確認できない。

加えて、社会保険庁の電算記録及びA市保管の国民年金被保険者名簿により、申立人が、申立期間②を含む昭和44年5月31日から49年9月1日までの期間、国民年金に加入している上、46年4月から48年3月までの国民年金保険料は、申請免除となっていることが確認できる。そして、申立人と同様に、42年2月から44年4月までの間、B社、C社、再度B社の順で厚生年金保険の加入記録があり、かつ、D社で勤務したことがあるとした被保険者2人の証言では、当該事業所における社会保険の加入について、うち1人は分からないとしている一方で、もう1人は加入していなかったため、自身は国民年金に加入していたとしているところ、事実、申立期間②のうちの、47年4月から49年2月までの期間に国民年金の納付記録が確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は、雇用保険の加入があれば社会保険の加入も認められるとの当初の回答が、社会保険事務所によって覆されたことに納得がいかないと主張しているが、このような不服に係る認定事務は年金記録確認第三者委員会が行うものではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月から 29 年 4 月 16 日まで
② 昭和 29 年 6 月 30 日から同年 10 月まで

私は、職業安定所の紹介もあり、A社に就職した。

私は昭和 28 年 9 月から、父が突然倒れ、姉の手伝いに行った 29 年 10 月に退職するまでの間勤務していたにもかかわらず、私の厚生年金保険の加入記録は 29 年 4 月 16 日から同年 6 月 30 日までとされている。

職場での写真や記念に持っていた当時の定期乗車券などもあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所保管のA社（平成 9 年 11 月 30 日付け全喪後、B社で一括適用）における厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格が昭和 29 年 4 月 16 日から同年 6 月 30 日までの間確認できるのみであり、両申立期間中、被保険者であったことを示す申立人の氏名は無い。

さらに、B社では、保管している申立期間当時の社員名簿及び社員退職台帳を確認してもなお、申立人の氏名が無いとしている上、当時の給与台帳等が無く詳細は不明としているため、申立人の雇用形態を始め、当該事業所における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等を確認することができない。

加えて、申立人が挙げた当時の上司・同僚のうち、元同僚 1 人の所在が確

認できたものの、入社当初は試用期間があったと思う、期間ははっきりしないが申立人と一緒に働いていたと思うとの証言などが得られるのみで、申立て内容を裏付けることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。